

山ノ内町過疎地域における固定資産税の課税免除申請に必要な書類一覧

- 1、所得税法又は法人税法の規定による確定申告書の写し
- 2、課税免除の適用を受けようとする家屋及び償却資産の取得価格を明らかにする書類
(売買契約書の写し等)
- 3、法人の定款
- 4、法人若しくは施設・製品の概要説明書（パンフレット）、製造工程表
- 5、当該施設全体の平面見取り図、建物の平面図
- 6、生産設備（償却資産）の一覧表及び配置図
- 7、税務署に提出した特別償却に関する明細書の写し（特別償却の適用を受けていない場合は、その理由書）
- 8、旅館業の経営許可書の写し、食品営業許可証の写し
- 9、過疎地域における長野県税特例条例適用決定通知の写し（不動産取得税）

※上記の他、提出・協議が必要な場合がありますので、あらかじめご了承ください。